

妊娠中絶に関する法律

我が Norodom Sihanouk カンボジア国王陛下は

- カンボジア王国 1993 年憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 1993 年 11 月 1 日付勅令
- 閣僚評議会の組織及び機能に関する 1994 年 7 月 20 日付法律第 NS-RKM-0794-002 号
- カンボジア王国政府の構成修正に関する 1994 年 10 月 31 日付勅令第 NS-RKT-1094-090 号
- カンボジア王国政府の構成修正に関する 1997 年 8 月 7 日付勅令第 CS-RKT-0897-147 号
- 保健省の創設に関する 1996 年 1 月 24 日付法律第 NS-RKM-0196-006 号を見て

2 名の首相及び保健大臣の提案を受けて、以下を公布する。

第 1 期立法機関の第 8 回会議会期中、1997 年 10 月 6 日に国民議会によって採択された妊娠中絶に関する法律。その本文は以下のとおりである。

第 1 章 総則

第 1 条

本法律は、妊娠中絶のための手続き及び条件を決定する目的を有する。

第 2 条

「妊娠中絶」とは、医学的方法又は他の方法による胎児の死亡を意味する。

第 3 条

妊娠している女性は、本法律第 8 条に定める条件を満たした場合、医師に妊娠中絶を依頼することができる。

第 4 条

いかなる場合においても、妊娠中絶について、その胎児を有する当該女性からの提案又は同意を有することが要求される。

第 5 条

保健省から認可を受けた医師、開業医、又は助産師のみが、妊娠中絶を実施することができる。

第 2 章 妊娠中絶のための手続き及び条件

第 6 条

妊娠中絶は、保健省により認可された病院、医療センター、公立若しくは私立の診療所、又は産院の内部のみで実施することができる。保健省により認可されるあらゆる妊娠中絶業務は、以下を有することを要求される。

- 妊娠中絶を原因とするいかなる結果についても緊急治療を提供する技術的能力

- 必要な場合，病院への輸送手段

第7条

妊娠中絶を実施する責務を負う医師，開業医，又は助産師は，母親であり妊娠中絶を求める妊娠女性に対し，妊娠中絶から最終的に発生する可能性がある危険について及び子どもの間隔をあけることの利点について助言を与えるものとする。

母親である当該女性が，なお妊娠中絶の依頼を主張する場合，医師，開業医，又は助産師は，妊娠中絶を実施することができるが，本法律第8条に記載する条件に従うものとする。

第8条

妊娠中絶は，12週未満の胎児のみに実施することができる。胎児が12週を超える場合，診断の上，以下のことが分かる場合にのみ，妊娠中絶を許可することができる。

- 当該胎児が通常どおり発育しない又は母親の生命に危険をもたらす可能性があるという相当な理由がある
- 産まれる予定の赤ん坊が重大かつ不治の病にかかっている可能性がある
- 強姦の被害にあった後に妊娠した場合，上記の条件にかかわらず妊娠中絶を実施することができるが，あらゆる場合において，当該人物が18歳以上のときは関係者からの要請がなければならず，又は当該女性が18歳未満のときは両親若しくは後見人及び関係者からの強い要請がなければならない。

上記事項に関する決定は，2～3名の医師のグループの承認，さらに関係者からの同意を必要とする。本条を適用するための技術的条件は，保健省の省令（大臣令）により決定される。

第9条

妊娠中絶に関連するあらゆる書類は，秘密に保持されるものとし，書面の要請があった後にのみ関係者又は裁判所へ提供することができる。

第10条

本法律第6条に記載する妊娠中絶実施の場所として保健省から認可を受けた業務提供者は，妊娠中絶事例ごとに適切に書類のファイルを保持するものとし，妊娠中絶の件数及び当該妊娠中絶の手段を記載した月次報告書を定期的に保健省へ提出するものとする。

第3章 管理・検査権限

第11条

妊娠中絶の管理・検査は，保健省の所管である。

第4章 罰則

第 12 条

本法律第 5 条及び第 6 条に違反する人は、以下に定める処罰のうちの 1 つの対象となる。

- かかる者が医師，開業医，又は助産師である場合，懲戒の対象になる。

違反が繰り返される場合は，以下の刑罰のどれが科せられる場合でも，それを考慮することなく，職能を停止され，又は診療所若しくは産院を閉鎖するものとする。

- かかる者が医師，開業医，又は助産師ではない場合，1 か月から 1 年までの禁錮刑の対象となる。

- 妊娠中絶により母親に慢性疾患又は障害が生じる場合は，1 年から 5 年までの禁錮刑に処する。

- 妊娠中絶により妊娠している女性に死の脅威が生じる場合は，5 年から 10 年までの禁錮刑とする。

第 13 条

妊娠中絶を実施する認可を取得した者であって，本法律第 8 条に記載するいずれかの条件を軽視する医師，開業医，又は助産師は，本法律第 12 条に記載されたどの刑罰が科せられる場合であっても，それを考慮することなく，保健省により発行されたその者への認可書の剥奪の対象となる。

ただし，妊娠している女性が緊急手術を必要とする重大な場合は，医療行為を施し，法に則り，責任をもってこれにあたるものとする。

第 14 条

女性に妊娠中絶するよう強いる又は女性に妊娠中絶させる者は，1 年から 5 年までの禁錮に処せられる。妊娠している女性への妊娠中絶の強要又は当該女性に妊娠中絶させることが結果として，慢性疾患，障害，又は死亡に至った場合は，5 年から 10 年までの禁錮刑に処せられる。

第 15 条

本法律第 9 条に違反する者は，本契約に基づき以下の処罰の対象となる。

- その者が政府公務員である場合は，公務員の一般的地位に関する法律第 40 条及び第 41 条に基づき処罰を受ける。

- その者が政府公務員ではない場合は，その者の民間の診療所若しくは産院の 1 か月から 3 か月までの業務停止又は 500 万リエルから 1000 万リエルまでの罰金刑の対象になる。

第 5 章 最終規定

第 16 条

本法律に反する規定は，本法律により廃止される。

プノンペン，1997 年 11 月 12 日
国民議会議長 Chea Sim